

公立大学法人神戸市外国語大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 組織
 - 第1節 役員（第8条－第12条）
 - 第2節 理事会（第13条－第15条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営協議会（第16条－第18条）
 - 第2節 教育研究評議会（第19条－第21条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第22条・第23条）
- 第5章 資本金等（第24条・第25条）
- 第6章 雑則（第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、神戸市における外国語及び国際文化に関する実践教育及び理論研究の中心として市民の大学教育に対する要請にこたえ、もって文化及び教育の面で地域の社会及び産業の発展に貢献するとともに、我が国その他世界の高等教育及び学術研究の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人神戸市外国語大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、神戸市外国語大学を神戸市西区学園東町9丁目1番地に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、神戸市とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を神戸市に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、神戸市公報への掲載又はインターネットの利用（以下「掲載等」という。）により行う。ただし、急施を要する公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して掲載等に代えることができる。

第2章 組織

第1節 役員

（役員）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置く。

(役員職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 4 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 監事は、法人の業務を監査する。
- 6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は神戸市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づいて、市長が行う。

- 2 理事長は、神戸市外国語大学の学長となるものとする。
- 3 第1項の申出は、理事長を選考するため法人に設置される機関（以下「選考会議」という。）の選考に基づき行う。
- 4 選考会議は、次に掲げる者各3人により構成する。
 - (1) 第16条第1項に規定する経営協議会の委員の中から当該経営協議会において選出された者
 - (2) 第19条第1項に規定する教育研究評議会の委員の中から当該教育研究評議会において選出された者
- 5 選考会議に議長を置き、委員の互選により選任する。
- 6 議長は、選考会議を主宰する。
- 7 前3項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事長以外の役員任命)

第11条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は理事の任命にあたっては、現に法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。
- 3 監事は、市長が任命する。

(役員任期)

第12条 理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。
ただし、その任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は再任されることができる。

第2節 理事会

(理事会の設置及び構成)

第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

(理事会の招集及び議事)

第14条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事長以外の理事会の構成員の3分の1以上の者又は監事が会議の目的たる事項を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、理事会を招集しなければならない。

3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、理事会を主宰する。

5 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の議事事項)

第15条 理事長は、次に掲げる事項を決定しようとするときは、理事会の議を経るものとする。

(1) 中期目標についての市長に対し述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項

(2) 法により市長に認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 大学、学部、学科その他神戸市外国語大学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営協議会

(経営協議会の設置及び構成)

第16条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事長が指名する理事及び法人の職員

(4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が委嘱する者

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項の委員は、再任されることができる。

(経営協議会の招集及び議事)

第17条 経営協議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事長以外の委員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を記載した書面を理事長に提出して経営協議会の招集を請求したときは、経営協議会を招集しなければならない。

3 経営協議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、経営協議会を主宰する。

5 経営協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 経営協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(経営協議会の審議事項)

第18条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての市長に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計に関する規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究評議会

(教育研究評議会の設置及び構成)

第19条 法人に、神戸市外国語大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する役員（監事を除く。）及び教育研究上の重要な組織の長
- (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が委嘱する者

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項の委員は、再任されることができる。

(教育研究評議会の招集及び議事)

第20条 教育研究評議会は、学長が招集する。

2 学長は、学長以外の委員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を記載した書面を学長に提出して教育研究評議会の招集を請求したときは、教育研究評議会を招集しなければならない。

3 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

4 議長は、教育研究評議会を主宰する。

5 教育研究評議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 教育研究評議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(教育研究評議会の審議事項)

第21条 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての市長に対して述べる意見に関する事項（第18条第1号に掲げるものを除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（第18条第2号に掲げるものを除く。）
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか，神戸市外国語大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第22条 法人は，次の業務を行う。

- (1) 神戸市外国語大学を設置し，及び管理すること。
- (2) 学生に対し，修学，進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け，又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 神戸市外国語大学における研究の成果を普及し，及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務

(業務方法書)

第23条 法人の業務の執行に関し必要な事項は，この定款に定めるもののほか，業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第24条 法人の資本金の額は，神戸市が出資する別表に掲げる資産について，当該出資の日における時価を基準として神戸市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第25条 法人は，解散した場合において，その債務を弁済してなお残余財産があるときは，当該残余財産を神戸市に帰属させる。

第6章 雑則

(規程への委任)

第26条 法人の運営に関し必要な事項は，この定款及び業務方法書に定めるもののほか，規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は，法人の成立の日から施行する。
(最初の理事長の任命の特例等)
- 2 第10条第1項の規定にかかわらず，法人の成立後最初の理事長は，法人の成立の日の前日に神戸市外国語大学条例（昭和25年8月神戸市条例第196号）第1条に規定する神戸市外国語大学の学長である者を市長が任命する。ただし，その時当該学長が欠員の場合は，法第71条第6項に規定する者のうちから市長が任命する。
- 3 前項の理事長の任期は，第12条第1項の規定にかかわらず，平成21年3月末日までとする。

附 則

変更後の定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第24条関係）

(1) 土地

地 番	地 目	地積（平方メートル）
神戸市西区学園東町9丁目1番	学校用地	84,846
神戸市西区伊川谷町小寺字高塚 875番13	学校用地	134

(2) 建物

名 称	所 在 地	構 造	延べ床面積 （平方メー トル）
本部事務棟	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき地下1階付き2階建て	2,071.46
研究棟	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄骨鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき・陸屋根8階建て	3,773.91
第2研究棟	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造鋼板ぶき・陸屋根渡り廊下付き3階建て	1,264.56
共同研究棟	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき3階建て	2,004.76
学舎	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき4階建て	3,669.32
第2学舎	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄骨鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき2階建て	1,557.53
図書館	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき・陸屋根3階建て	2,919.69
体育館	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき3階建て	3,903.05
学生会館	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき・陸屋根3階建て	2,488.62
部室会館	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき3階建て	818.18
合宿所	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき平家建て	79.92
大ホール	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき平家建て	741.65
楠ヶ丘会館	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき2階建て	319.51
三木記念	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板	324.99

会館	町9丁目1番地	ぶき平家建て	
弓道場	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板 ぶき平家建て	125.94
車庫	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板 ぶき平家建て	36.89
体育器具庫	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板 ぶき平家建て	18.37
体育器具庫	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板 ぶき平家建て	19.80
ポンプ室	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板 ぶき2階建て	38.25
ごみ集積場	神戸市西区学園東町9丁目1番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板 ぶき平家建て	19.95
倉庫	神戸市西区学園東町9丁目1番地	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家 建て	13.98
倉庫	神戸市西区学園東町9丁目1番地	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家 建て	12.87